

2017年4月21日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝

東京都港区芝浦1-1-1

代表者名 代表執行役社長 綱川 智

(コード番号:6502 東、名)

問合せ先 執行役常務 広報・IR部長

長谷川 直人

Tel 03-3457-2100

当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ

当社に対し会計処理問題に関する損害賠償請求訴訟(以下、本件訴訟)が提起され、本日、 訴状を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、併せて、当社の会計処理問題に関する国内の損害賠償請求訴訟の現状について下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 本件訴訟の概要等

国内法人株主5名から、当社に対し、当社の不適切会計により損害を被ったとして、140億7293万6490円の損害賠償を請求する訴訟が2017年3月31日に東京地方裁判所に提起され、本日当社に訴状が送達されました。

当社としては、今後、訴訟における原告の主張を踏まえて適切に対応してまいります。本件訴訟については、2016年度第4四半期に合理的に見積可能な金額を引当計上する予定です。

## 2. 国内におけるその他の損害賠償訴訟について

2017年4月20日付「当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ」のとおり、当社の会計処理問題に係る損害賠償請求訴訟が、本件訴訟の他、国内で複数提起されており、各訴訟の概要は下表のとおりです。現時点では、本件訴訟の他に、2017年4月20日付でお知らせしたとおり当社に対して訴状が20件送達されており、その訴額の合計は約502億円です。

なお、下記「本件訴訟以外の損害賠償請求訴訟の概要」に記載の No. 1 から No. 17 の訴訟については、既に 2016 年度第 3 四半期までに合理的に見積り可能な金額を引当計上しており、No. 18 から No. 20 の訴訟については、2016 年度第 4 四半期に合理的に見積可能な金額を引当計上する予定です。

本件訴訟以外の損害賠償請求訴訟の概要

No.	裁判所	原告	人数	訴額
1	大阪地方裁判所	個人	1名	約 5600 万円
2	大阪地方裁判所	個人	45 名	約1億7300万円
3	福岡地方裁判所	個人	6名	約 3400 万円
4	東京地方裁判所	個人	50名	約3億円
5	大阪地方裁判所	個人	104名	約4億2000万円
6	高松地方裁判所	個人	25 名	約 8500 万円
7	福岡地方裁判所	個人	10名	約 3700 万円
8	東京地方裁判所	個人	1名	約 4100 万円
	<ul><li>※広島地方裁判所福山支</li><li>部から移送。</li></ul>			
9	東京地方裁判所	法人	1名	約 12 億 6200 万円
		(日本トラスティ・サー		
		ビス信託銀行株式会社)		
10	高松地方裁判所	個人	5名	約 900 万円
11	東京地方裁判所	個人	147名	約3億5000万円
12	東京地方裁判所	法人	1名	約 120 億円
		(日本トラスティ・サー		
		ビス信託銀行株式会社)		
13	福岡地方裁判所	個人	6名	約 2000 万円
14	大阪地方裁判所	個人	23 名	約4億4000万円
15	東京地方裁判所	個人	33名	約 5700 万円
16	東京地方裁判所	海外機関投資家	45 名	約 166 億 5100 万円
		(アリアンツ・グローバ		
		ルほか)		
17	大阪地方裁判所	個人	1名	約 3200 万円
18	大阪地方裁判所	法人	1名	約 700 万円
		(社会福祉法人愛生会)		
19	東京地方裁判所	法人	3名	約 131 億円
		(日本トラスティ・サー		
		ビス信託銀行株式会社、		
		(まか)		
20	東京地方裁判所	法人	3名	約 51 億円
		(日本トラスティ・サー		
		ビス信託銀行株式会社、		
		ほか)		